

商品概要説明書

JA あきがわアグリサポートローン

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

商品名	JA あきがわアグリサポートローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当 J A の正組合員およびその同居の家族の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税引前所得が 150 万円以上ある方。 ○原則として、営農年数が 1 年以上の方。 ○原則として、同一地区内に 1 年以上居住している方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○農業機械購入資金（貨物自動車・トラクター・耕運機 等） ○農業用設備資金（保冷库・物置・温室暖房器具・井戸採掘 等） ○農業用資材購入資金（パイプハウス・果実棚・種苗・飼料代 等） ○農業生産力・品質・効率向上に資するための施設整備費 ○生産基盤整備費（用排水施設・耕土改良工） ○農業・農地の多面的機能を活かすための施設整備費（観光農園・体験農園の整備・防災兼用農業井戸の整備） ○遊休農地再生にかかる農地整備費（樹木の伐採・抜根など障害物撤去、整地） ○その他営農継続の為に必要な資金で当 J A で認めたもの。 ○上記資金にかかる他金融機関からの借換資金も対象とします。 <p style="text-align: center;">* なお、負債整理資金は対象外</p>
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○当初 10 年間金利負担なし。 ○東京都信用農業協同組合連合会が実施する J A バンク東京農業パワーアップ利子補給制度を適用することができます。（最長で 10 年間、最大で 1.00% に相当する利息）この場合、ご本人の負担は借入利率年 1% から利子補給率年 1% を差し引いた利率（金利負担なし）とします。ただし、利子補給支払限度枠に達した場合は、取扱いを終了する場合があります。 ○詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を払う方法、年 1 回、年 2 回方式）もしくは期日一括返済のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○原則不要です。ただし、お申込の内容によっては、連帯保証人が必要となる場合もあります。
保証料	○不要です。

手数料	○不要です。																
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または業務部（電話：042-559-5111）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="459 750 1417 1019"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。 	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAの審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○金融情勢等の変化により本商品の見直しをすることがあります。</p>																

JAあきがわ